

## 川口市地域建設業経営強化融資制度取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の元請建設業者。以下「受注者」という。）が地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付け国総建第197号及び国総建整第154号都道府県知事及び政令指定都市長あて国土交通省建設流通政策審議官通知に基づく制度。以下「本制度」という。）を利用する場合における、川口市建設工事請負契約基準約款（準用する場合を含む。なお、以下「約款」という。）第5条第1項に基づく請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾手続き等について必要な事項を定める。

### (債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象工事は、市発注工事のうち次に掲げる工事を除くものとする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 債務負担行為に係る工事（最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事を除く。）
- (3) 継続費を設定した工事（最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事を除く。）
- (4) 繰越工事（前年度からの繰越工事であって、かつ年度内に終了が見込まれる工事を除く。）
- (5) 市が役務的保証を必要とする工事
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札調査の対象となった工事
- (7) その他受注者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡を承諾するに当たって発注者が不相当と認める特別の理由がある工事

### (債権譲渡の範囲)

第3条 本制度による債権譲渡を承諾する債権の範囲は、当該工事が完成した場合においては、約款第31条第2項に規定する検査に合格し、引き渡しを受けた出来形部分に相当する請負代金額が

ら前金払、中間前金払、部分払金及び当該請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該請負契約が解除された場合においては、約款第49条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し、引き渡しを受けた出来形部分に相当する請負代金額から前金払、中間前金払、部分払金及び当該請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、控除する部分は、債権譲渡承諾書において明らかにするものとする。

2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第4条 当該工事の出来高(第2条(2)又は(3)の最終年度の工事であって年度内に終了見込みの工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高)が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(承諾権限)

第5条 受注者が債権譲渡を行うに当たっては、約款第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとする。

(債権譲渡先)

第6条 本制度による債権譲渡先は、事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保険者として適当と認める民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金提供の円滑化に資する資金の貸付事業(中小・中堅建設企業に対する電子記録債権(電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。)の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。)を行う者とする。

(支払計画等の提出)

第7条 受注者は債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請人等への支払計

画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認するものとする。また、保証事業会社においては債権譲渡先から支払状況及び支払計画の写しを受けて確認するものとする。

(債権譲渡の承諾申請)

第8条 受注者は、債権譲渡の承諾を得ようとするときは、次に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号) 2通
- (2) 工事履行報告書(様式第2号) 1通
- (3) 発行日から3か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通

ただし、申請書類を受け付けた日から起算して3か月以内に発行された印鑑証明書が既に提出されている場合には、これを省略することができる。

- (4) 保証委託契約約款等において、請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

(申請書類の確認事項)

第9条 発注者は、前条に掲げる書類が提出されたときは、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 当該工事が第2条各号の規定に該当しないこと
- (2) 債権譲渡先が第6条の規定に該当する者であること
- (3) 債権譲渡承諾依頼書

ア 工事名、請負代金額、債権譲渡額等所定の事項に誤りがないこと

イ 押印された印影が印鑑証明書と一致すること

- (4) 工事履行報告書

ア 工事名、工事場所等所定の事項に誤りがないこと

イ 当該工事の進捗率(債務負担行為に係る工事又は継続費を設定した工事にあつては、最終年度の工事に係る進捗率とする。)が2分の1以上であること

- (5) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書

ア 発行日から3か月以内の原本であること

- (6) 譲渡に関する保証人等の承諾書

ア 当該譲渡依頼の内容と相違がないこと

イ 既に提出されている保証委託契約約款等の記載内容と相違がないこと

(7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(債権譲渡の承諾等)

第10条 発注者は、前条の規定による確認の結果、債権譲渡を承諾することが適当と認めるときは、受注者及び債権譲渡先に債権譲渡承諾書(様式第1号)を交付するものとする。

2 発注者は、前条の規定による確認の結果、債権譲渡を承諾することが不相当と認めるときは、承諾しない旨及びその理由を受注者及び債権譲渡先に債権譲渡不承諾通知書(様式第3号)を交付するものとする。

3 発注者は、債権譲渡の申請等について、債権譲渡整理簿(様式第4号)により管理するものとする。

(債権譲渡の通知)

第11条 受注者は、発注者から債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡先と債権譲渡契約を締結したときは、速やかに次に掲げる書類を市に提出しなければならない。

(1) 債権譲渡通知書(様式第5号) 1通

(2) 債権譲渡契約証書 1通

(債権譲受人による出来高確認)

第12条 本制度による債権譲渡承諾により、債権譲受人が融資の審査手続き等において出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

2 前項の出来高確認を行うにあたり、現場確認の必要があるときは、債権譲受人は、市に対し書面により出来高確認の協力を依頼するものとする。

3 前項の依頼があったときは、市は、工程に支障のない範囲で工事現場への立ち入りを承諾するものとする。

(融資実行の報告)

第13条 受注者及び債権譲渡先は、発注者による債権譲渡承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行されたときは、速やかに発注者に融資実行報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

(保証事業会社による金融保証の範囲)

第14条 本制度による保証事業会社による金融保証は、前払金の

支払を受けた工事を対象とし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、請負代金額から前払金、中間前金払、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

- 2 受注者は、前項の金融保証を受けたときは、速やかに発注者に公共工事金融保証証書の写しを提出しなければならない。

(債権金額の請求)

第15条 当該工事が発注者の検査に合格し、引き渡しを受けたときは、債権譲渡先から工事請負代金請求書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾書(発注者の押印のあるものの写し) 1通
- (2) 債権譲渡契約証書(写し) 1通
- (3) 発行日から3か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通

- 2 前項の請求書が提出されたときは、当該請求書に記載されている請求金額が第3条に規定する債権譲渡の範囲内で、かつ、債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡契約証書に記載されている債権譲渡額と一致していることを確認するものとする。

(その他)

第16条 次に掲げる事項についても併せて留意するものとする。

- (1) 本制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるため発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な取扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

また、当然のことであるが、本制度に係る債権譲渡によって受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

- (2) 債権譲渡が受注者の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付がある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

- (3) 本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して受注者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が受注者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

- (4) 債権譲渡を承諾した後は、当該承諾に係る工事について受注業者及び譲渡を受けた債権譲渡先は約款第34条第2項に規定する中間前金払及び第37条に規定する部分払の請求はできないものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は令和4年8月2日から施行する。

(失効)

この要領は令和8年3月31日限り、その効力を失う。